

山口県景観条例（基本理念解説）

第1項 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。

key word : 県民共通の資産 / 現在及び将来の県民が / 持続的に

良好な景観は、私たちが心地よく暮らす上で欠かせないものであるから、県民みんなの共通の資産として、大切にしましょうねということが規定されています。当たり前のように思えますが、例えば、個人の住宅や事務所であっても、所有権は個人にあって、景観を形成する外観は公共資産ということになります。

また、良好な景観は、一度整備すれば未来永劫保全されるものではありません。現在及び将来において私たちが良好な景観の恵沢を享受するためには、常に景観を見直す姿勢が必要であり、継続した取り組みが必要であるということも規定されています。

第2項 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

key word : 調和により形成される / 適正な制限の下に

例えば、農山村にある集落は、雪が早く融けるようにと工夫された赤瓦が山の緑に良く映えています。また、平地は田畑に利用し、山の麓に寄せ合っただけの家屋が建っている様子は、安らぎと懐かしさを感じさせてくれます。

このように、現在私たちが良好な景観として認識しているものは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活や経済活動等との調和によって形成されてきたものです。

この項では、良好な景観の形成は、地域における様々な関係性を壊すことのないように配慮して、生活や経済活動を著しく制限することのない適正な制限のもとに行われなければならないということが規定されています。

第3項 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合において、良好な景観が県民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見が併せ考慮されなければならない。

key word : 地域住民の意向を踏まえ / 良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見

良好な景観は、地域に暮らす人々によって、地域の自然、歴史、文化、人間性、経済、慣習、伝統、コミュニティ等地域の様々な関係性の上に形として表れてきたものであり、地域固有の特性でもあります。

それ故、それを創造した地域の住民の意向を踏まえて、その特色を活かした地域色豊かな景観となるように取り組むことが必要です。

一方、例えば秋吉台の景観など、地域住民だけで景観形成を決めるのが妥当でない場合もあり、当該地域の景観形成に関心のある者が意見を述べる機会を与えるように配慮することが大切です。

この項では、良好な景観は、地域の住民の意向を踏まえつつ、当該地域の景観形成に関心のある者の意見を排除することなく形成していかなければならないということが規定されています。

第4項 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、事業者、県民その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

key word : 地域の活性化に資するよう / 景観の形成に参加しようとするすべての者

良好な景観は、観光などの地域間の交流の促進により、地域の活性化に資するものです。

また、良好な景観は、そこに住む者、そこで働く者、そこに訪れる者等が何らかの関与をして形成されたものであり、これらの者のうちいずれかを排除して良好な景観を形成することは、不可能です。

この項では、景観の形成に参加しようとする全ての者により、一体的に取り組む必要があるということが規定されています。

第5項 良好な景観の整備又は保全に当たって、一定の生活様式の維持、定期的な作業の実施その他特定の人々の生活についての制約が生ずる場合には、当該制約が生ずることとなる者の意見が十分に考慮されるとともに、当該景観の整備又は保全について、良好な景観の恵沢を享受することとなる者の自主的かつ積極的な協力が得られるよう特に配慮して行われなければならない。

key word : 制約が生ずることとなる者の意見 / 良好な景観の恵沢を享受することとなる者

例えば、美しい棚田の景観は、農業の営みの継続により形成されています。良好な景観は、第一義的には、それを構成する各土地や建造物等の所有者等が各自の責任において適切に整備、保全することで形成されるものですが、少子高齢化や過疎化による農業従事者の減少等、所有者等だけに責任を課すだけでは、良好な景観を持続することが困難になってきています。

公共の福祉の名の下に個人の自由が不当に制限されるべきではなく、特に負担がかかる所有者等の自由意思（棚田での農業をやめたいという意思等）は十分に尊重されなければならないということが規定されています。

一方、良好な景観が県民共有の資産である以上、良好な景観を享受する者又は享受しようとする者には、その形成において少なからず責任があると考えべきです。所有者等だけに責任を押し付けてはならず、ボランティア活動や財政的な負担等による協力をしなければならないということも規定されています。口を出すだけで自らは何もしないということは許されません。

第6項 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

key word : 景観を創出ことを含む

良好な景観は、観光地や景勝地など、単に現にある良好な景観を保全することだけではなく、地域の生活者のための暮らしやすい生活景や中心市街地の再生のための景観形成など新たに良好な景観を創造しようとすることも対象としていることが規定されています。

第7項 良好な景観の形成は、景観が、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものであることを旨として、行われなければならない。

key word : それを見る者の認識

各人が景観に良かれと思って建築等の行為をしてきた結果、現在の景観が形成されましたが、個々の主観の主張に終わってしまっている実態から、単に物的環境を整備することでは、良好な景観を形成したとはいえません。

物的環境を景観として認識し、その認識をみんなで共有することにより、はじめて県民共有の資産である良好な景観が形成されるということが規定されています。